

環境アセスメントに係るお知らせ

令和2年10月5日

川崎市環境影響評価に関する条例（平成11年川崎市条例第48号）第35条に基づきロジポート川崎ベイ開発事業に係る事後調査報告書（供用時その1）の写しの縦覧を次のとおり行います。

指定開発行為の基本的事項	事後調査実施者	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 支配人 奈良 利秀
	指定開発行為の名称	ロジポート川崎ベイ開発事業
	指定開発行為の種類	大規模建築物の新設（第2種行為）
	指定開発行為を実施する区域	川崎市川崎区東扇島7-1
	指定開発行為の目的	物流施設の新設
	指定開発行為の内容	延べ面積：約299,950㎡
	事後調査の項目等	地域交通（交通混雑）
環境影響評価の手続経過	平成29年 5月16日：指定開発行為実施届 平成29年 5月23日：条例環境影響評価準備書公告 平成29年 9月29日：条例環境影響評価審査書公告 平成29年11月30日：条例環境影響評価書公告	
縦覧のお知らせ	縦覧期間及び縦覧時間	期 間：令和2年10月5日（月）～令和2年11月4日（水） 土曜日、日曜日及び祝日は除く。 時 間：午前8時30分から午後5時まで 上記期間中、本市ホームページにて事後調査報告書の内容を御覧になれます。 http://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/29-2-12-1-0-0-0-0-0-0.html
	縦覧場所	川崎区役所、川崎区役所大師支所 及び環境局環境評価室（市役所第3庁舎15階）
	意見書の提出	・縦覧中の事後調査報告書に記載された内容が条例環境影響評価書に記載された内容又は指定開発行為の完了後の状況と明らかに異なると認め、環境の保全の見地から御意見を有する方は、川崎市環境影響評価に関する条例第36条に基づき、意見書を提出することができます。 ・提出された意見書は、個人情報等を伏せてその写しを指定開発行為者に送付します。 意見書を提出できる期間： 令和2年10月5日（月）から令和2年11月4日（水）まで （郵送の場合は、令和2年11月4日消印有効） 提出先： 環境局環境評価室（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 提出方法： 郵送、持参もしくは本市HP専用フォーマットにて御提出ください。 https://sc.city.kawasaki.jp/multiform/multiform.php?form_id=5167 なお、提出年月日、郵便番号、住所、氏名、電話番号、指定開発行為の名称、図書の名称及び意見が記入されていれば、意見書の用紙は問いません。記載いただいた個人情報は、提出された意見の内容を確認する場合に利用し、川崎市個人情報保護条例に基づき、厳重に保護・管理いたします。
	問合せ先	〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 川崎市環境局環境評価室 電話番号：044-200-2156